

資料

奨学金貸与額と返還期間について

内 訳	貸 与 額	返還期間（年）	返還回数
大学4年制 令和8年入学	100万円限度 (1学年につき25万円)	令和12年～令和19年 ＜毎年12月＞	8回払い 100万の場合10回払も可
短大2年制 令和8年入学	50万円限度 (1学年につき25万円)	令和10年～令和17年 ＜毎年12月＞	8回払い
在 学 中	残存修学期間分 (1学年につき25万円)	通常の卒業年の12月 を第1回返還年とする	8回払い
専門学校 専修学校	1学年を25万円とする	通常の卒業年の12月 を第1回返還年とする	8回払い
大学院	修士課程 50万円限度 (修学1年につき25万円)	令和10年～令和17年 ＜毎年12月＞	8回払い
	博士課程 修学1年につき25万円 ※ 但し、修士課程とあわせて 100万円を越えない額	通常の卒業年の12月 を第1回返還年とする	8回払い

返還金額（均等に8回払の場合）※ 100万円貸与の場合 10回払も可

25万円貸与(8回払)	50万円貸与(8回払)	75万円貸与(8回払)	100万円貸与(8回払)
30,000円 × 7回 + 最終回 40,000円	60,000円 × 7回 + 最終回 80,000円	100,000円 × 7回 + 最終回 50,000円	130,000円 × 7回 + 最終回 90,000円

※ 奨学貸与金の返還は、卒業年の12月を第1回目として開始されます。毎年12月を返還月とし、返還期間は8年以内です。（100万の場合10回払も可）上記一覧表は均等払いをした場合ですが、一括返還もできます。但し、毎回の返還額は3万円以上です。3万円未満の端数が生じたときは最終回の返還額に加減算します。

また、返還開始後、返還期間短縮、繰上返還もできますのでその際は京都支部へご連絡ください。

※ 奨学金の貸与は奨学生一人につき100万円を貸与限度とします。

利息

無利息ですが、納付期限を過ぎた場合はその日から6ヶ月を超える毎に延滞している年賦金額に、6ヶ月について1.5%の割合で延滞金を徴収します。